

「生涯活躍のまち」構想（最終報告）

日本版 CCRC 構想有識者会議

◎ 本「最終報告」は、日本版 CCRC 構想有識者会議において、「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」構想の基本的考え方や制度化の方向性などについて、10 回の審議を経て取りまとめたものである。

今後、「最終報告」の内容を「総合戦略」改訂に反映させるとともに、今年度中に立ち上げる「生涯活躍のまち支援チーム（仮称）」による支援等を通じ、生涯活躍のまち構想の実現・普及に向けた更なる政策支援等につなげていくことが求められる。

1. 「生涯活躍のまち」構想とは

（「生涯活躍のまち（日本版 CCRC¹）」構想が目指すもの）

「生涯活躍のまち」構想は、「東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくり」を目指すものである。

本構想の意義としては、①高齢者の希望の実現、②地方へのひとの流れの推進、③東京圏の高齢化問題への対応、の3つの点があげられる。

（高齢者の希望の実現）

内閣官房の意向調査²によれば、東京都在住者のうち地方へ移住する予定又は移住を検討したいと考えている人は、50代では男性50.8%、女性34.2%、60代では男性36.7%、女性28.3%にのぼっている。こうした中高年齢者においては、高齢期を「第二の人生」と位置づけ、それぞれの人生のライフステージに応じた新たな暮らし方や住み方を求めて都会から地方へ移住し、これまでと同様、あるいは、これまで以上に健康でアクティブな生活を送りたいという希望が強い。また、地方は東京圏に比べて、日常生活のコストが大幅に低いという点で住みやすい環境にある³。「生涯活躍のまち」構想は、こうした大都市の高齢者の希望を実現し、新しい生活をつくり、健康寿命を延ばし、人生を充実したも

¹ Continuing Care Retirement Community

² 内閣官房「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」（2014年8月）

³ 日本版 CCRC 構想有識者会議「「生涯活躍のまち」構想（最終報告）参考資料 東京と地方のサービス付き高齢者向け住宅（夫婦2人）のコスト比較（粗い試算）」

のにするための機会を提供する取組として、大きな意義を有している。

なお、「生涯活躍のまち」構想は、あくまでも住み替えの意向のある高齢者の希望の実現を図る選択肢の一つとして推進するものであり、高齢者の意向に反し移住を進めるものではない。

(地方へのひとの流れの推進)

近年、東京圏への人口集中が進む中で、地方創生の観点から、地方への新しいひとの流れをつくることが重要な課題となっており、高齢者の地方移住は、そうした動きの一つとして期待されている。「生涯活躍のまち」構想は、移住した高齢者が地方で積極的に就労等の社会活動に参画することにより、地方の活性化にも資することを目指している。地方には、長年にわたって医療介護サービスを整備してきた地域が多く存在している。こうした地域では、人口減少が進む中で、高齢者の移住により医療介護サービスの活用や雇用の維持が図られる点で意義が大きい。

また、東京圏からの移住にとどまらず、地方の高齢者についても、効果的・効率的な医療介護サービスの確保等の観点から、サービスへのアクセスが比較的便利な中心部への住み替えを行う「まちなか」居住や集住化の推進が重要となっている。こうした地方の住み替えにおいても、「生涯活躍のまち」構想の考え方は有用であると言える。加えて、構想の推進に当たっては、増加傾向にある空き家や空き公共施設などの地域資源を活用することにより、地域の課題解決にも資することを目指している。

(東京圏の高齢化問題への対応)

一方、東京圏は今後急速に高齢化が進むこととなる。特に75歳以上の後期高齢者は、2025年までの10年間で約175万人増えることが見込まれている⁴。その結果、医療介護ニーズが急増し、これに対応した医療介護サービスの確保が大きな課題となってくる。東京圏においては、医療介護人材の不足が深刻化するおそれがあり、このまま推移すれば、地方から東京圏への人口流出に拍車がかかる可能性が高い。

こうした状況下で、「生涯活躍のまち」構想は、地方移住を希望する東京圏の高齢者に対して、地方で必要な医療介護サービスを利用するという選択肢を提供する点で、東京圏の高齢化問題への対応方策として意義があると考えられる。

⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」における一都三県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の2015年から2025年までの後期高齢者の増加数の見通し

2. 構想の基本コンセプト

(従来の高齢者施設との基本的な違い)

「生涯活躍のまち」構想は、入居する高齢者像の考え方において、従来の高齢者向け施設・住宅とは大きく異なっている。

第一は、従来の高齢者施設等は、要介護状態になってからの入所・入居の選択が通例であるのに対して、「生涯活躍のまち」構想では、高齢者は健康な段階から入居し、できる限り健康長寿を目指すことを基本としている。

このため、第二として、従来の施設等では、あくまでもサービスの受け手として「受け身的な存在」であった高齢者が、「生涯活躍のまち」構想においては、地域の仕事や生涯学習などの社会活動に積極的に参加する「主体的な存在」として位置付けられる。

第三は、地域社会への開放性である。従来の施設等では、高齢者だけで居住しており、地域社会や子どもや若者などとの交流は限られている。これに対して、「生涯活躍のまち」構想は、高齢者が地域社会に溶け込み、地元住民や子ども・若者などの多世代と交流・協働する「オープン型」の居住が基本となる。

つまり、「生涯活躍のまち」構想は、単に高齢者のための福祉施設を整備するという発想ではなく、高齢者が主体となって、地域社会に溶け込みながら健康でアクティブな生活を送ることができるコミュニティづくり・まちづくりを行うものである。

従来の高齢者施設等		「生涯活躍のまち」構想
主として要介護状態になってから選択	居住の契機	健康時から選択
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加 (支え手としての役割)
住宅内で完結し、地域との交流が少ない	地域との関係	地域に溶け込んで、多世代と協働

(地域包括ケアとの連携)

国は、高齢者が重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最終段階まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の実現を目指している。「生涯活躍のまち」構想は、以下に掲げる点で、こうした「地域包括ケア」の考え方と対立矛盾するものではない。

第一は、「高齢者の希望に応える」という点である。東京圏をはじめ高齢者がその地域に住み続けることができるよう、今後とも地域の医療・介護サービス等の整備を推進すべきことは当然である。その上で、高齢者が自らの希望として健康な段階から地方や「まちなか」に移り住み、「第二の人生」としてアクティブな生活・人生を実現したいというニーズも相当あることから、「生涯活躍のまち」構想は、そうした高齢者の希望に応えるものである。

第二は、「移り住んだ高齢者が、地域社会に溶け込むようなまちづくりを目指す」という点である。「生涯活躍のまち」構想は、入居者が地域社会と遊離することなく、積極的に溶け込み、子どもや若者など多世代と協働ができるような環境整備という点で、地域社会を重視するものである。

第三は、「医療介護が必要な時に、地域で継続的なケアが受けられることを目指す」ことである。医療介護が必要となった時に他の地域の病院や施設に入院・入所することなく、安心して地域ケアが受けられるような体制確保を目指しており、地域包括ケアの目指す方向と一致している。

このように両者は対立矛盾するものではなく、むしろ両者は連携し相乗効果を高めることが望ましい。この点で、受け入れ側の地方自治体において「生涯活躍のまち」構想と地域包括ケアに向けた施策が連携して展開されるならば、入居者と地元住民に対する各種サービスが一体的に提供され、それにより入居者と地域社会との交流が一層高まり、相互に刺激を与え合い、協働する環境を形成していくことが期待できる。

(入居者に求められる基本理念への理解)

「生涯活躍のまち」への入居を希望する高齢者は、こうした構想の基本理念を十分理解した上で、入居の判断を行うことが求められる。このような観点から、米国の CCRC では、入居希望者は入居前からどのよ

うなコミュニティをつくるかについての意見交換や検討の機会に積極的に参画し、基本理念を理解した上で入居することが基本となっている。

「生涯活躍のまち」構想においても、入居希望者に対し、今後生活することとなるコミュニティに関する意見交換や検討の場に積極的に参画する機会を提供したり、実際にその地域で短期的に生活する「お試し居住」などの機会の提供を通じて、入居意思を丁寧に確認するプロセスが重要となる。

(7つの基本コンセプト)

こうした基本理念を踏まえ、「生涯活躍のまち」構想は、以下の7つの点を基本コンセプトとすることが考えられる。

(1) 東京圏をはじめ地域の高齢者の希望に応じた地方や「まちなか」などへの移住の支援

東京圏をはじめ大都市の高齢者が、自らの希望に応じて地方に移住し、「第二の人生」を歩むことを支援する。このため、移住希望者に対しては、地元自治体を中心に、ニーズに応じたきめ細かな支援を展開し、入居・定住に結びつけることが重要である。

また、「生涯活躍のまち」構想は、東京圏等から地方へとといった広域的な移動を伴う移住にとどまらない。

今後、生活の利便性の向上や医療介護サービスの効果的・効率的な確保の観点から、コンパクトシティの取組などとも組み合わせながら、高齢者が地域交流・多世代交流を進めるために、「まちなか」などへ転居する地域内での移動を伴う取組としても有用である。これは、地方のみならず東京圏をはじめとする大都市圏内でも考えられる。

(2) 「健康でアクティブな生活」の実現

健康な段階からの入居を基本とし、高齢者が、健康づくりとともに、就労や生涯学習など社会活動への参加等により、健康でアクティブに生活することを目指す。このため、課題解決型のプランではなく、シニアライフを通じて何がしたいか、どのような人生を送りたいかという「目標志向型」の「生涯活躍プラン」を策定し、PDCA サイクルにより実現を図る。

(3) 地域社会（多世代）との協働

高齢者だけで生活するのではなく、入居者が地域社会に積極的に溶け込み、子どもや若者など多世代との協働や地域貢献ができる環境を実現

する。このためには、入居者や地元住民が交流し活動できる多様な空間を形成することが望まれる。

また、高齢者の「健康でアクティブな生活」や「地域社会（多世代）との協働」を実現するために、ソフト面全般にわたる「運営推進機能」を整備する。

なお、この場合、地域包括ケア関連施策との連携を確保し、入居者と地元住民が社会参加しながら生活支援サービスが利用できる地域づくりが望まれる。

（４）「継続的なケア」の確保

医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保する。このため、地域の医療機関と連携するとともに、要介護状態等になった場合には、入居者の希望に応じて「生涯活躍のまち」事業者または地域の介護事業者からの介護サービス提供を確保する。重度になっても地域に居住しつつ介護サービスを受けることを基本とする。

（５）IT活用などによる効率的なサービス提供

労働力人口が減少する時代の到来を踏まえ、医療介護サービスにおける人材不足に対応するため、IT活用や多様な人材の複合的なアプローチ、高齢者などの積極的な参加により、効率的なサービス提供を行う。

（６）入居者の参画・情報公開等による透明性の高い事業運営

事業運営においては、入居する高齢者自身がコミュニティ運営に参画するという視点を重視する。また、事業運営が外部からの確にチェックできるようにするため、基本情報や財務状況のほか、入居者の要介護発生状況や健康レベルなどのケア関係情報などについても積極的に公開する。

（７）構想の実現に向けた多様な支援

「情報支援」、「人的支援」、「政策支援」の多様な支援を通じて、「生涯活躍のまち」構想の具体化を後押しする。

3. 構想の具体像

「生涯活躍のまち」構想の具体像を、「入居者」、「立地・居住環境」、「サービスの提供」、「事業運営」の4つの観点から提示する。これらについては、構想の趣旨から一定水準を確保する一方で、地域の特性やニーズに即した「多様性」を尊重することが必要となる。

このため、「生涯活躍のまち」構想に求められる要件は、①「共通必須項目」（入居者の安心・安全の確保などの視点から、地域の事情に関わりなく遵守しなければならない共通的な項目）と、②「選択項目」（地方自治体が地域の特性や希望する地域づくりに沿ったコンセプトとして選択できる項目）に区分される。

(1) 入居者

< 共通必須項目 >

① 入居希望の意思確認

・入居対象者は、「生涯活躍のまち」構想の基本理念を理解した上で、入居希望の意思が明確な者とする。このため、入居希望の意思を確認する丁寧なプロセスとして、事前の相談や意見聴取、「お試し居住」などの支援策を用意する必要がある。

② 入居者の健康状態

・入居者は、健康な段階から入居することを基本とする。ただし、要介護状態にある高齢者も排除しない。

③ 入居者の年齢

・入居者の年齢は、中高年齢期における早めの住み替えや、入居する地域での活躍を念頭に、50代以上を中心とする。入居者を特定の年齢に偏らずに幅広い年齢構成とすることが、入居後ある時期にケアが一斉に必要な事態を避けることができるなど、コミュニティの持続的安定性の点で望ましい。

<選択項目>

①入居者の住み替え形態

- ・地域によって、入居者の中心を「東京圏等から地方へといった広域的な移動を伴う移住者」とするタイプと「近隣地域からの転居者」とするタイプが考えられる。

広域移住型

⇔

近隣転居型

②入居者の所得等

- ・一般的な退職者⁵（厚生年金の標準的な年金月額 21.8 万円の高齢者夫婦世帯）が入居できる費用モデルを基本としつつ、富裕層も想定した多様なバリエーションも可能とする。

③入居者の属性

- ・入居者の出身地（Uターンなど）や趣味嗜好など個人的なニーズに着目したり、地域が求める専門知識・技術をもった人材を対象とするなど地域のニーズに着目したり、地域の実情に応じて入居者を募集することも可能とする。その際、入居者の属性に応じた対応が重要であり、例えば、定年退職を意識し始めた 50 代などに対しては、民間企業と連携して退職準備段階において退職後の住まいや移住に関する情報提供を行うことや、希望に応じた就労の場の情報を移住支援とリンクさせて提供をすることなども考えられる。

(2) 立地・居住環境

<共通必須項目>

①地域社会（多世代）との交流・協働

- ・高齢者が地域社会に溶け込み、子どもや若者など多世代と交流・協働や地域貢献ができる環境を実現する。このため、地域住民や多世代が交流できる「地域交流拠点」を整備するとともに、多様な施設・居住

⁵ 高齢者夫婦世帯の年収等の現状・サービス付き高齢者向け住宅のコスト（東京・地方比較）（粗い試算）

- ・ 高齢者夫婦世帯の平均年間収入は、約 460 万円で、世帯数としては 300 万円～400 万円層が最多。また、年収 300 万円～400 万円世帯の平均貯蓄額は約 1770 万円。また、高齢者夫婦世帯の平均貯蓄額は 2160 万円であり、4000 万円以上層（92.5 万世帯）・2000～3000 万円層（86.7 万世帯）が大宗を占める。なお、定年退職者の退職金は 2,200 ～2,400 万円層が最多（約 8%）で、平均額は 1,941 万円。
- ・ 高齢者夫婦世帯の厚生年金の標準的な年金額は、21.8 万円（月額）/261.6 万円（年額）で、この年収層の平均貯蓄額は 1,760 万円。なお、住宅の売却額の平均値（全年代合計・過去 8 年）は、1,100 万円以上。
- ・ サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）のコストは、内閣官房が行った試算によれば、東京では平均約 25 万円である一方、地方（福井、高知、三重（地価が中位に位置する県））では平均約 12.6 万円となり、高齢者夫婦世帯が、サ高住に入居した場合の消費支出は、東京では月 39.5 万円である一方、地方では月 26.9 万円となる。

空間の形成に留意する。この際、新たな入居者と地域住民との交流・協働が図られるよう十分な配慮が求められる。

②自立した生活ができる居住空間

・高齢者が健康な時から人生の最終段階まで安心して自立した生活が送れるような居住環境を提供するとともに、これまでの人生の継続とプライバシー保護のため、共同生活と個人生活のバランスが取れた生活環境を確保する。

このため、「サービス付き高齢者向け住宅」などの住宅を基本としつつ、地域全体で見守り等を行う環境を整備する。

③対象地域の入居者の生活等の全般を管理・調整する「運営推進機能」の整備

・「地域交流拠点」を整備するとともに、対象地域の入居者の日常生活・ケア・地域交流など生活全般の管理・調整・プログラム開発を担う「運営推進機能」を支える専門人材（コーディネーター）を配置する。

<選択項目>

①立地

・地域によって、都市部の「まちなか」に設置するタイプと「田園地域」に設置するタイプが考えられる。

まちなか型

⇔

田園地域型

②地域的広がり

・カバーする対象地域の広がりによって、「タウン型」（主として地域のソフト・ハードの資源を一体的・総合的に活用するタイプ）と「エリア型」（主として一定の地域を集中的に整備するタイプ）が考えられる。

タウン型

⇔

エリア型

③地域資源の活用

・地域の空き家や空き施設など既存ストックの活用や団地の再生など、地域資源の多様な活用形態が想定される。特に、主として地域のソフト・ハードの資源を一体的・総合的に活用する「タウン型」においては、地域に存在する空き家を有効活用したまちづくりを行うことも考えられる。なお、地域資源の活用にあたっては、コミュニティの魅力・利便性向上の観点から、コミュニティへの交通アクセスや地域内の交通網の確保・充実にも配慮することが望まれる。

④「地域包括ケア」との連携

・「地域包括ケア」との連携の観点から、「生涯活躍のまち」の「地域交流拠点」として、既存の福祉拠点のスペースを入居者や近隣住民の集いの場として活用することや、「運営推進機能」を支える専門人材（コーディネーター）が介護保険制度の地域支援事業における「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と兼任又は連携し、地域の生活支援等サービスの体制整備に取り組むことも考えられる。これにより入居者と地域社会との交流が一層促進され、高齢者が社会参加しながら生活支援サービスが利用できる地域づくりをする点やコミュニティの継続性が高まるという点でも有意義である。

（3）サービスの提供

＜共通必須項目＞

①移住希望者に対する支援

・移住希望者に対する情報提供・事前相談・意見聴取・マッチングなどの支援やコミュニティでの生活実態や地域社会の実情を体験する「お試し居住」や「二地域居住」などの支援を行う。

②「健康でアクティブな生活」を支援するためのプログラムの提供

・元気な高齢者が「活躍」するためには、個人のスキルを活用するという視点と、新しい生き方・人生を開いていくという視点が考えられる。これらを踏まえた上で、高齢者の希望に応じて、健康づくりや就労、生涯学習など社会活動への参加等によって健康でアクティブに生活することを目指すための「目標志向型」の「生涯活躍プラン」を策定し、各種のプログラムを提供する。

③「継続的なケア」の提供

・医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を地域の医療機関等と連携して確保する。重度になっても地域に居住しつつ介護サービスを受けることを基本とする。

＜選択項目＞

①住み替えサービス

- ・高齢者の現在の持ち家などを若年層などに売ったり貸したりできるような支援が考えられる。

②就労・社会参加支援サービス等

- ・地域によって、高齢者のニーズに応じた就労機会の提供、地域の子育てや学習の支援、地域おこし、環境改善など様々な地域課題に関する活動への参加、地域の大学、図書館や博物館などの社会教育施設等との連携による生涯学習の機会提供など、多様な支援サービスの提供が考えられる。

③その他

- ・医療介護サービスについては、入居者の希望に応じて、内付け（事業主体自身が提供）又は外付け（地域の医療介護事業者が提供）で提供する形態となる。
- ・医療介護人材不足に対応し、IT活用や多様な人材の複合的なアプローチ、高齢者の積極的な参加等により、効率的なサービス提供を目指すことが考えられる。
- ・高齢者が地域に貢献した場合に、医療介護の費用に充てられるポイント（ヘルスケアポイント）を付与する仕組みを検討すべきという意見がある。

（４）事業運営

＜共通必須項目＞

①入居者の事業への参画

- ・入居する高齢者自身がコミュニティの形成・運営に参画するという視点に配慮した事業運営を行う。

②情報の公開

- ・入居者や地域のステークホルダーが事業運営を的確にチェックできるようにするため、「生涯活躍のまち」に関する基本情報や財務状況のほか、入居者の要介護状態や健康レベルなどのケア関係情報などを公表する。

＜選択項目＞

①多様な主体による事業実施

- ・「生涯活躍のまち」の事業運営については、民間企業や医療法人、社会福祉法人、大学、NPO、まちづくり会社（第3セクター）など多様な事業主体が参画することが想定されることから、地域の実情を踏まえつつ、当該事業主体の強みを発揮したまちづくりを行うことが期待される。
- ・「生涯活躍のまち」構想に関する事業の具体化に当たっては、事業形態や土地・施設の提供主体の特性等に応じ、地域金融機関と連携するなど、多様なファイナンス手法を活用することが考えられる。
- ・入居者の安心・安全な居住のため、バックアップオペレーターなど事業の継続性を確保するための体制整備を確保することが望まれる。
- ・適切な事業運営を確保する観点から、第三者機関が事業運営を評価することが考えられる。

②持続可能な事業運営

- ・事業運営を持続可能にするためには、事業主体（民間企業、社会福祉法人等）が実施する事業やターゲットとする入居者等を見極めた上で、サービス提供等を通じて、必要に応じて入居者等からの対価を得るとともに、効果的なサービス提供などの経営面における工夫や、地域資源・既存補助金の活用など資金調達面における工夫等を通じて、イニシャルコスト（初期費用）とランニングコスト（維持費用）を減らしていく努力が必要である。

③コミュニティにおける適切な人口構成の維持

- ・コミュニティにおいて中長期的に適切な人口構成を維持するためには、コミュニティ内の年齢構成が偏らないよう、事業主体が入居時に対象者を選定する等の工夫をすることや、コミュニティへの新たな入居者を継続的に確保できるような魅力づくりや仕組みづくり、情報提供を行うことなどが考えられる。

4. 制度化の方向性

(制度化する際の対象)

高齢者の医療介護や住まいに関しては、既に一般的な制度が整備されており、その下で、民間ベースにおいて創意工夫がなされ、自由かつ主体的に様々な事業が展開されている。「生涯活躍のまち」構想は、こうした一般的な制度の上に乗る形で、東京圏をはじめ地域の高齢者が地方や「まちなか」への住み替えを希望する場合の地域の受け皿をつくるため、地方自治体が責任をもって行う「まちづくり」として取り組む事業と位置付けられる。

上記の趣旨を踏まえると、「生涯活躍のまち」構想を制度化する際には、地方自治体が、地方創生の観点から「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）に基づき策定する「地方版総合戦略」において事業として規定し推進するものを対象とすることが考えられる。これに対し、地方自治体と関わりなく展開されるものは、あくまでも民間ベースの取組として位置づけることが適当である。

(国、地方自治体、事業主体の役割分担と連携)

「生涯活躍のまち」構想の推進に当たっては、国、地方自治体、事業主体が適切に役割分担を行うとともに、それぞれが連携することが重要である。このため、それぞれの責務や役割を以下のように位置づけることが考えられる。

(1) 国の責務・役割

- ・国は、「生涯活躍のまち」構想に関する検討を進め、その基本方針を策定するとともに、地方自治体の取組を制度面や財政面などから支援していくことが求められる。

①基本方針の策定

- ・「生涯活躍のまち」構想に関する基本的な事項等を定めた基本方針を策定する。

②地方自治体の基本計画の確認・調整

- ・地方自治体が地域の実情に即して策定した「生涯活躍のまち基本計画（仮称）」（後述）について、基本方針に照らして確認・調整を行う。

③政策的な支援措置

- ・国は、地方自治体が主体となって、他の関係地方自治体や関係事業者等と連携しながら、構想に関する基本的な計画や構想具体化に向けた事業計画を策定する仕組みを明確にする。
- ・また、「生涯活躍のまち」における高齢者の就業機会の確保や、住まい・介護サービス等の生活環境の整備を一体として行うため、地方自治体と連携して「生涯活躍のまち」構想の実現を目指す事業者が、「生涯活躍のまち」構想に関する取組を円滑に実施できるよう、手続の簡素化・ワンストップ化に向けた措置を講ずることとする。
- ・上記も含め、地方自治体や事業主体が実施する「生涯活躍のまち」構想の具体化を支援するため、「情報支援」や「人的支援」、「政策支援」のあらゆる側面からの取組を行う。

(2) 地方自治体の役割

- ・地方自治体は、地域の特性や強みを活かして具体的な構想を検討し、事業主体や地域関係者と連携して、構想の実現を推進していくことが求められる。また、多様な主体が特性や実績を活かし地域において創意あふれる取組を行うことができるよう、事業主体等に対する多様な支援を実施するなど、民間の活力を引き出す後押しの役割を発揮することが期待される。

①「生涯活躍のまち基本計画（仮称）」の策定

- ・地方自治体は、地域の実情に即した「生涯活躍のまち」構想の基本コンセプトを検討し、「地方版総合戦略」にそれを盛り込んだ上で、「生涯活躍のまち基本計画（仮称）」（以下「基本計画」という。）を策定し、国と確認・調整を行う。なお、「基本計画」の検討に際しては、行政のみならず、地域の事業者等と連携し、協議を行うことが望ましい。
- ・「基本計画」には、地方自治体内において「生涯活躍のまち」事業を行う対象区域や計画期間、計画を通じた目標（重要業績評価指標・KPI⁶）を設定することが求められる。また、当該計画に基づいて実施した事業の効果を検証し、必要に応じて「基本計画」を改訂するという一連のプロセスを実行すること（PDCA サイクル⁷の確立）が重要となる。

⁶ 重要業績評価指標（KPI）：Key Performance Indicator の略称。

⁷ PDCA サイクル：Plan-Do-Check-Action の略称。Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的

- ・「基本計画」の策定に際しては、都道府県が策定している「高齢者居住安定確保計画」や「医療計画」、「介護保険事業支援計画」に影響が及ぶことが想定される。そのような場合には、都道府県の関係計画と整合的なものとなるよう、必要に応じて協議・調整を実施することも想定される。

②事業主体（運営推進法人）の選定

- ・「基本計画」について国と確認・調整をした地方自治体は、事業の実現に向けて、「生涯活躍のまち」事業の運営推進機能を担う事業主体（運営推進法人）を選定する。
- ・具体的には、地方自治体は、事業に必要な人員の配置や財務状況などの観点から、「基本計画」に基づく業務を適正に行うことができると認める運営推進法人を選定する。運営推進法人の選定に際して、地方自治体は、事業主体に「生涯活躍のまち事業計画（仮称）」（後述）の案の作成・提出を求めることもできるとともに、地域の実情に即して、公募して運営推進法人を選定する方法も可能とする。

③「生涯活躍のまち事業計画（仮称）」の策定

- ・地方自治体がまちづくりを行う際には、地域の特色や地域資源を把握している地方自治体自らが責任をもって、地域における様々な方と協力しながら、取り組むことが重要である。そのため、対象区域や計画期間、計画を通じた目標が記載された「基本計画」に基づく「生涯活躍のまち事業計画（仮称）」（以下「事業計画」という。）の策定にあたっては、地方自治体は関係事業者と協力し、具体的に取り組むべき事項を記載することが求められる。
- ・「事業計画」には、「基本計画」で定めた構想の実現に向けて、①「生涯活躍のまち」構想に関する事業対象区域への移住を希望する者への情報の提供、「お試し居住」や「二地域居住」などの取組、②高齢者に適した住宅の整備やまちづくりに向けた取組、③高齢者の就労や生涯学習など社会活動への参加に向けた取組、④医療・介護サービスの提供体制・関係機関との連携に向けた取組、などについて記載することが求められる。それぞれの項目について、移住希望者が「生涯活躍のまち」を選択する上で適切な判断の材料となるよう、地域の特性に応じた具体的なサービス内容等が記載されていることが望ましい。

な改善を推進するマネジメント手法のこと。Plan-Doとして効果的な「基本計画」の策定・実施、Checkとして「基本計画」の成果の客観的な検証、Actionとして検証結果を踏まえた施策の見直しや「基本計画」の改訂を行うことが求められる。

・また、「事業計画」を策定する際には、「基本計画」を策定した地方自治体のほか、運営推進法人、関係地方自治体、移住支援やまちづくりを行う事業者、就労や生涯学習など社会活動を支援する事業者（公共職業安定所やシルバー人材センター、大学、図書館や博物館などの社会教育施設など）、医療・福祉サービスの提供事業者（医療法人や社会福祉法人など）、住民など地域の様々な関係者が参画する「生涯活躍のまち事業計画検討会（仮称）」を設置し、「事業計画」に盛り込まれる内容等について協議し、多様な意見が適切に反映されるようにすることが重要である。

④運営推進法人に対する指導・監督・支援

- ・地方自治体は、入居者保護等の観点や「基本計画」などに照らして、運営推進法人に対して適切に指導・監督を行うことが求められる。「生涯活躍のまち事業計画検討会（仮称）」において協議・策定された「事業計画」の内容に反して事業運営が行われる場合には、地方自治体は運営推進法人の選定を見直すことも可能とする。
- ・併せて、運営推進法人が行う公益的な事業（地域交流事業、コーディネーターの配置等）については、地方自治体が必要な支援を行うことが重要である。

(3) 事業主体（運営推進法人）の役割

- ・「生涯活躍のまち」構想の事業運営については、民間企業や医療法人、社会福祉法人、大学、NPO、まちづくり会社（第3セクター）など多様な事業主体が参画することが想定される。
- ・事業主体は、地方自治体の基本コンセプトを踏まえ、対象地域の入居者の日常生活・ケア・地域交流など生活全般の管理・調整・プログラム開発を担う(運営推進機能)とともに、具体的なサービスを提供する。
- ・入居者に対する対応としては、①入居前の対応として、希望者への情報発信や相談、カウンセリングを通じた、お試し居住等移住促進などを行うとともに、②入居後の対応として、目標志向型の「生涯活躍プラン」を通じ、健康でアクティブな生活を支援するためのプログラム提供や、関係者との協議・調整等により必要なサービスを提供することなどが期待される。地方自治体の委託を受けて地域包括支援センターの運営や地域支援事業を行い、地域ケアの確保を担うケースも想定される。

- ・また、運営推進法人は、入居者と地域住民との交流や協働が行われるよう十分配慮しつつ、コミュニティづくりを担うことが求められる。コミュニティにおけるイベント・セミナー等の開催や住民の生きがいの創出、地域における課題・ニーズの収集などを行うとともに、住民一人ひとりの課題やニーズについても解決の方向性を示し、PDCA サイクルを意識しつつ、課題解決ができるようにする役割が期待される。
- ・これらのサービス等を持続的に提供するためには、持続可能な事業運営の確保に向けた取組が重要である。「生涯活躍のまち」構想に関する事業を持続的に運営するためには、その事業の収益構造を把握した上で、安定的な収益を確保するとともに、イニシャルコスト（初期費用）とランニングコスト（維持費用）を減らす努力が必要である。例えば、中古住宅や公共施設等の既存ストックを活用することにより、地域になじみやすい場を初期費用を抑えて整備することができる。
- ・さらに、中長期的に適切な人口構成を維持し、多世代が交流しながら活気あるコミュニティを確保するため、事業主体は、コミュニティ内の年齢構成が偏らないよう、入居時に対象者を選定する等の工夫をすることや、コミュニティへの新たな入居者を継続的に確保できるような魅力づくりや仕組みづくり、情報提供を行うことなどが考えられる。
- ・「地域包括ケア」との連携の観点から、「生涯活躍のまち」の「地域交流拠点」として、既存の福祉拠点のスペースを入居者や近隣住民の集いの場として活用することや、「運営推進機能」を支える専門人材（コーディネーター）が介護保険制度の地域支援事業における「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と兼任又は連携し、地域の生活支援等サービスの体制整備に取り組むことは、これにより入居者と地域社会との交流が一層促進され、高齢者が社会参加しながら生活支援サービスが利用できる地域づくりをする点やコミュニティの継続性が高まるという点でも有意義である。

①「事業計画」（案）の作成

- ・事業主体は、地方自治体による運営推進法人の選定を希望する場合には、地方自治体の求めに応じ、地域の実情に即した「事業計画」（案）を作成し、地方自治体に提出する。

②関係事業者との連携

- ・地方自治体に選定された運営推進法人は、自ら一定のサービス（医療・介護・住まい等）を提供することも想定される一方で、他の事業者と連携して各種サービス・プログラム（教育、スポーツ、社会参加、就

労など) を提供することも想定される。他の事業者から提供されるサービス・プログラムに対しては、運営推進法人が、コーディネート機能を発揮することが求められる。

③コミュニティづくり

- ・運営推進法人が行うコミュニティづくりにおいては、「地域交流拠点」の設置やコーディネーターの配置などが想定される。また、入居者等のコミュニティへの参画、自治的運営の観点から、入居者や事業者が参画する「運営協議会」を設立・運営することが想定される。

5. 構想実現に向けた支援

(構想の具体化プロセス)

「生涯活躍のまち」構想の実現に向けた取組としては、まず、地方自治体が、地域の特性や強みを活かした、構想の基本コンセプトを固め、地域の実情に応じた構想をとりまとめることが重要である。この構想に基づき、地方自治体は「基本計画」を策定するとともに、適切な事業主体を選定し、関係事業者と協力しながら事業化に取り組むこととなる。

具体的には、①検討組織の設置（庁内の部局横断的な検討組織の設置、関係事業者、学校等の教育機関、地域金融機関など地域関係者が参加する官民の構想検討会議の設置など）、②構想のとりまとめ（基本コンセプトを固め、「地方版総合戦略」への反映など）、③対象区域や計画期間、計画を通じた目標が記載された「基本計画」を策定するなどのプロセスを経ることが望ましい。

その後、事業化に向けた取組として、①事業主体の選定（公募を行うなど）、②具体的に取り組むべき事項が盛り込まれた「事業計画」の策定（移住の支援や社会参加に関する取組、医療介護提供体制など）、③入居募集（入居の事前相談、お試し居住など）などを行うことが必要であると考えられ、このようなプロセスを経て、事業が開始されることが期待される。

なお、「生涯活躍のまち」構想を具体化するにあたっては、中長期的に事業の自立性や持続可能性を確保する観点から、事業の実現性や継続性、地域への効果などについて、関係事業者のみならず教育機関、地域金融機関、住民など幅広く知見を結集して検討を行うことが重要である。

(構想実現に向けた多様な支援)

国は、上記の具体化プロセスを念頭に置きながら、地方自治体が主体的に「生涯活躍のまち」構想の実現・普及に向けた取組を円滑に進めることができるよう、多様な支援を実施することが求められる。

そのため、国は、「情報支援」や「人的支援」、「政策支援」のあらゆる側面からの支援を通じて、地方自治体や事業主体が実施する「生涯活躍のまち」構想に関する事業の具体化を支援するとともに、各種支援を通じて浮かび上がるニーズ・課題を政策支援等に反映し、取組を進めていくことが重要である。

(1) 情報支援－構想の具体化プロセスに関する「手引き」の普及・周知－

- ・構想を推進する意向のある地方自治体の取組を推進していくためには、先進的な参考事例や有識者会議における議論の紹介などを通じ、好事例の横展開を図ることが求められる。また、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）においては、「地方自治体に対して、日本版 CCRC 構想の検討状況等について必要な情報提供を行い、各地域における早期の事業具体化に向けて、相談や協議を進める」こととされたところである。
- ・このため、構想の具体化プロセスに関する「手引き」を策定し、周知・活用促進を図ることが重要である。本年 8 月末の「中間報告」時に、第 1 版として公表した「手引き」について、これまでの有識者会議の議論等を踏まえて内容が改訂されたところであるが、今後も、地方自治体の意見や取組状況などを踏まえて、必要に応じて内容の充実を図り、地方自治体などにとって更に有意義なものとしていくことが期待される。

(2) 人的支援－「生涯活躍のまち支援チーム（仮称）」の設置・構想の具体化に向けた支援－

- ・「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」においては、「年末に最終報告を取りまとめ、遅くとも来年度中に、日本版 CCRC 推進の意向のある地方自治体において、モデル事業を開始する。これにより、東京圏をはじめとする地域の高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において、地方大学等における生涯学習や、地域社会との共働、多世代との交流等を通じて健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要なときには継続的なケアを受けることができるような地域づくりの実現・普及を目指す」とされている。
- ・そのため、「生涯活躍のまち」構想の実現に向けた地方自治体の取組が一層円滑に進められるよう、既存制度上の課題や隘路、関係施策が連携した支援策の在り方等について検討し、構想に関する事業の具体化に向けた取組の普及・横展開を図るため、内閣官房において「生涯活躍のまち支援チーム（仮称）」を立ち上げ、関係省庁が連携して積極的な支援をしていくことが求められる。
- ・まずは、地方自治体の策定する「地方版総合戦略」に「生涯活躍のまち」構想が盛り込まれており（盛り込まれることが確実なものも含む）、検討組織が設置されて「生涯活躍のまち」構想の基本コンセプトに合

致した検討や取組が進んでいるなど一定の熟度がある地方自治体について、今年度中に「生涯活躍のまち支援チーム（仮称）」を立ち上げ、地域におけるニーズ・課題等の把握をすべきである。地方自治体の取組が一層円滑に進められるよう、テーマに合わせて有識者や事業者も参画しながら議論を行うとともに、地域におけるニーズや課題を踏まえ、必要に応じ、「生涯活躍のまち」構想の実現・普及に向けた更なる政策支援等に反映させていくことが重要である。

(3) 政策支援

①構想の実現に向けた制度化

- ・「生涯活躍のまち」構想の推進については、「地方へのひとの流れを推進する」という観点から、地方創生の大きな柱として位置づけられるものであり、この取組が一過性のものではなく、今後も持続的・永続的な仕組みとしていくことが求められる。

ただし、構想の趣旨から、その内容については一定の水準を担保することが必要である一方で、地域の特性やニーズに即した「多様性」を尊重することが重要であり、制度設計に際しては、この点について留意する必要がある。

- ・また、一億総活躍国民会議において平成 27 年 11 月 26 日に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」においては、「高齢者が多世代と交流しながら活躍できる地域づくりを進めるため、「生涯活躍のまち」構想について、必要な法制を含め制度化を検討する」とされたところである。
- ・地方で高齢者が元気に地域社会で活躍する「生涯活躍のまち」構想の実現は、「地方創生」とともに「一億総活躍社会」の実現にも大きく寄与すると考えており、本最終報告の内容を踏まえて、必要な法制を含めて制度化をしていくことが重要である。

②既存制度・事業の活用促進

- ・「生涯活躍のまち」構想については、その基本コンセプトに関連する制度・事業（地方移住・居住支援や、健康でアクティブな生活の実現に向けたソフト面・ハード面の支援、事業運営面の支援）が既に各省庁において実施されている。先述した「構想の具体化プロセスに関する「手引き」の普及・周知」等を通じて、移住相談からソフト面・ハ

一ド面の環境整備まで既存の制度等の活用を推進することが求められる。

③財政的支援（新型交付金）を通じた先駆的な取組の支援

- ・平成 28 年度において「新型交付金」を創設し、地方創生の深化を図る先駆的・優良な取組を支援する方針が決定されている。この「新型交付金」は、従来の「縦割り」事業だけでは対応しきれない課題に取り組む地方を支援する観点から、地方自治体による自主的・主体的な事業設計に合わせて、具体的な成果目標と PDCA サイクルの確立の下、官民協働や地域間連携の促進、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成等の観点で先駆性のある取組や、地方自らが既存事業の隘路を発見し打開する取組（政策間連携）、先駆的・優良事例の横展開を積極的に支援することとしている。
- ・「生涯活躍のまち」構想においても、構想の「コア」となる運営推進機能の整備等において、「新型交付金」を活用し、地域に合った構想の実現を支援していくことが考えられる。

④円滑な住み替えに向けた中古住宅の流通の促進

- ・中古住宅市場の活性化は、住み替え先における比較的安価な居住の場の確保や、住み替え前の住居の円滑な資金化という点で重要である。
- ・このため、リフォームによる長期優良住宅化を含めた既存住宅の質の維持・向上を図るとともに、建物評価実務の改善、建物検査（インスペクション）や住宅瑕疵担保保険の普及等を通じた中古住宅の質に対する安心の付与、不動産に係る総合情報システムの整備等による適時適切な情報提供等を推進することにより、中古住宅の市場環境整備を早急に進めることが重要である。
- ・また、空き家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づく市町村の対策計画の策定・実施等を支援するため、空き家等の除却・活用に対する支援を強化するとともに、住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）に基づく住生活基本計画の見直しにおいて、空き家の今後の見通しや活用策を検討することが求められる。
- ・さらに、住み替えの際に生じる中古住宅については、賃貸借や売買による円滑な資金化が求められる。例えば、地域金融機関との連携による賃料を担保としたローンの実施や、メンテナンスやリフォーム等で利用価値が維持・向上された中古住宅について、売買査定を適正に行

って資産価値を評価するなどの取組が進められており、先進的な取組について積極的な情報提供や支援が望まれる。

⑤「生涯活躍のまち」構想の実現において大学等の教育機関に期待される役割

・「生涯活躍のまち」構想においては、高齢者が今までの人生で得られた教養や経験を活かし、地域の学校において子どもにその知識・技能を伝えたり、生涯学習や学び直しを通じて社会参加を図るなど、地域の教育機関における活躍の場・学びの場を通じて「健康でアクティブな生活」を実現することなどが考えられる。

・特に、大学においては、生涯学習・学び直しの機会の提供や、大学の人材・知見・研究成果等の活用などの役割が期待される。

具体的には、高齢者を主な対象とした公開講座の実施や地域医療・介護サービスの高度化に必要な人材の輩出、大学の人材・知見・研究成果等を活用した地方自治体等への助言・協力などについて、地域の実情等に応じて、大学が地方自治体や事業主体と積極的に連携していくことが求められる。

・また、大学が自らの土地等を活用し、「生涯活躍のまち」構想に関する事業を実施することについても、教育研究活動(公開講座等を含む)やその成果の普及・活用促進、教職員や学生等への福利厚生を目的としたものであれば実施可能であり、大学が主体となって取り組むことも可能である。

・高齢者の「健康でアクティブな生活」を実現する観点からは、大学等の教育機関に期待される役割は大きい。特に、多くの大学が主体的・積極的に「生涯活躍のまち」構想に関する事業を実施し、または地方自治体等と連携して取り組めるよう、国は、大学に対して「生涯活躍のまち」構想の周知を図ることが必要である。

⑥介護保険制度における財政調整の見直し

・「生涯活躍のまち」構想の検討にあたり、高齢移住者に係る介護保険制度における住所地特例拡大を求める意見がある。そもそも、介護保険においては、地域保険の考え方から、住民票のある市町村が保険者となるのが原則であるが、その場合、介護保険施設等の所在する市町村に給付費の負担が偏ってしまい、施設等の整備が円滑に進まないおそれがあるため、特例として、施設に入所する場合には、住民票を移しても、移す前の市町村が引き続き保険者となる仕組み(住所地特例)

を設けることとしている⁸。

- ・有識者会議においてもこの問題について議論を行ったが、住所地特例は、介護費用負担の平準化の機能を有する一方で、介護保険制度上極めて例外的な措置であり、一般住宅まで制度を拡大することは地方自治体間での責任の「押し付け合い」となって、介護保険制度の安定を揺るがせる恐れがある点に十分留意する必要がある。
- ・住所地特例拡大に係る意見の真意は、高齢者の移住先自治体の保険財政を安定化させることにあると考えられる。今後高齢者の移住等により地域に高齢者が増加した場合であっても、以下の①移住者の介護リスク、②移住による経済効果、③住所地特例、④財政調整などの効果により、ただちに移住先自治体の負担増につながるものではなく、できる限り高齢者が元気な状態を保ち地域で活躍していただけるようにすることが重要である。

《参考：移住先自治体の財政影響に対する考え方》

① 移住者の介護リスク

移住した高齢者が全員要介護状態となるわけではなく、また、要介護の高齢者の方のうち、特養に入所するのは受給者全体の1割程度。

② 移住による経済効果

高齢者が移住した場合、地域消費喚起、税収増、保険料増等の収入増が見込まれ、支出増の要素となるのは、高齢期に至り高齢者の医療・介護ニーズが高まった場合となる。

③ 住所地特例

高齢者の方が高齢者向けの施設（サ高住、有料老人ホーム、特養等）に移住した場合は、住所地特例により移住元の自治体が費用負担を担うルールなので、移住先の地方自治体の費用負担を考慮することになるのは、在宅への移住で、医療・介護が必要となった場合に限られる。

④ 介護費用の負担

介護費用の負担は、全体の5割を公費（税金）で負担しており、地方負担分（都道府県12.5%、市町村12.5%）は地方交付税で措置される。また、残りの5割のうち28%は40歳から64歳の方の2号保険料を全国でプールして各保険者に分配しており、残りの22%を65歳以上の方が1号保険料として負担している。第1号保険料は、調整交付金により、保険者ごとに後期高齢者の加入割合と被保険者の所得水準の違いによる格差を是正している。

- ・このような結果、その地域の高齢化率や後期高齢者の割合と第1号保険料との間には、現時点では相関関係がほとんどみられないものの、今後特に年齢が高い高齢者の方が多くなる地域においては、今よりきめ細かい財源配分を行う対応が必要となることが考えられる。

具体的には、特に年齢が高い高齢者が多い地方自治体によりきめ細か

⁸ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)による介護保険法(平成9年法律第123号)の改正により、平成27年4月から有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅も、住所地特例の対象となった。

く配分できるよう、現行の調整交付金の配分効果を検証しつつ、次期制度改正に向け調整交付金の配分方法を見直すことが考えられる。

6. おわりに

「生涯活躍のまち」構想については、今回「最終報告」を取りまとめたところであるが、国においては、まずは、本報告の内容を本年末に見込まれる「総合戦略」の改訂に反映させるとともに、必要な法制を含めた制度化などの施策展開につなげていくことが求められる。

また、「生涯活躍のまち」構想の具体化にいち早く取り組んでいる地方自治体も多く存在しており、事業推進にあたってのノウハウや課題等を既に把握している可能性もある。国は、関係省庁が連携する「生涯活躍のまち支援チーム（仮称）」を今年度中に開催し、地域におけるニーズ・課題等の把握をするとともに、必要に応じ、「生涯活躍のまち」構想の実現・普及に向けた更なる政策支援等に反映させていくことが求められる。

「生涯活躍のまち」構想は、単に「生涯活躍のまち」をつくることだけを目的としているわけではない。人口減少時代においては、この「生涯活躍のまち」構想に向けた取組をきっかけとして、地域の魅力・地域の力の掘り起しや再発見につながり、あるいは他の政策や取組を巻き込む形で、それぞれの地域が維持・発展していくことを、有識者会議として期待したい。

(参考) 日本版 CCRC 構想有識者会議 委員名簿

池本 洋一	SUUMO 編集長
受田 浩之	高知大学副学長
河合 雅司	産経新聞論説委員
神野 正博	社会医療法人財団董仙会恵寿総合病院理事長
袖井 孝子	お茶の水女子大学名誉教授
園田 真理子	明治大学理工学部建築学科教授
辻 一郎	東北大学大学院医学系研究科公衆衛生学分野教授
南 砂	読売新聞東京本社取締役調査研究本部長
◎増田 寛也	東京大学公共政策大学院客員教授
松田 智生	三菱総合研究所プラチナ社会研究センター主席研究員
森田 朗	国立社会保障・人口問題研究所所長

◎：座長

(敬称略・五十音順)

(参考) 日本版 CCRC 構想有識者会議 開催経過

第1回 平成27年2月25日

- 日本版 CCRC 構想を巡る状況等
 - ・米国・国内における動向
 - ・健康長寿・予防の推進
- 日本版 CCRC 構想の基本コンセプト

第2回 平成27年3月17日

- 主な論点に関する討議（Ⅰ）
- 先進事例等のヒアリング

第3回 平成27年4月24日

- 主な論点に関する討議（Ⅱ）
- 地方自治体における取組等のヒアリング

第4回 平成27年5月14日

- 有識者からのヒアリング
- 日本版 CCRC に関する各地域の意向等調査結果
- 「日本版 CCRC 構想（素案）」に関する討議

第5回 平成27年6月1日

- 「日本版 CCRC 構想（素案）」に関する討議
- 有識者からのヒアリング

第6回 平成27年7月3日

- 中間報告に向けて更に深掘りが必要な論点に関する討議

第7回 平成27年8月3日

- 地方自治体における取組のヒアリング
- 中間報告に向けて更に深掘りが必要な論点に関する討議

第8回 平成27年8月25日

- 中間報告に関する討議
- その他

第9回 平成27年10月30日

- 先進事例等のヒアリング
- 最終報告に向けた討議

第10回 平成27年12月11日

- 最終報告に関する討議等